

令和3年度 事業計画書

社会福祉法人 いわき市社会福祉協議会

令和3年度 事業方針

社会福祉協議会（以下、社協）は、「住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現」を目指すこととされており、社会福祉をめぐる諸制度が大きく変化するなか、生活困窮者自立支援制度の「困窮者支援」や介護保険制度の総合事業における「住民主体」の生活支援サービスの創設、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が示した「地域共生社会」の実現に向けた仕組みづくりへの対応が求められており、全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会では、「社協・生活支援活動強化方針（行動宣言と第2次アクションプラン）」（以下、「強化方針」）を改訂し地域における深刻な生活課題や社会的孤立といった地域福祉の課題に応える社協の事業・活動の方向性と具体的な事業展開を提示し、着実な推進を図ることとしています。

また、令和2年度においては長期化している新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、失業、休業等による経済的な困窮者の増加や社会環境の変化等により、家族、親子関係、子育てに関することなど、様々な生活不安やストレスの要因となっていたことから本会では、市民の相談を真摯に受け止め関係機関と連携しながら対応するとともに、市から受託した生活・就労支援センターの運営をはじめ生活福祉資金特例貸付事業、たすけあい子育てフードバンク事業等の実施により経済的な不安を抱えた方々の下支えに取り組んでまいりました。

このような社協を取り巻く状況を踏まえ、引き続き令和3年度も住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、役職員が一丸となって、深刻な生活課題や社会的孤立などの市民が抱えるあらゆる地域の福祉課題に向き合い・受け止め、相談・支援や解決につなげ、令和3年3月にいわき市が策定した地域福祉計画の基本理念である「住み慣れた地域で共に生き、支え合い、誰もが安心して、健康で自分らしく暮らせるまち いわき」の実現に向け、「強化方針の柱」に示す次の項目を重点項目に定め当該項目に則した事業を展開していきます。

【重点項目】

1 あらゆる生活課題への対応

地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行います。特に経済的困窮やひきこもり、孤立、虐待、権利侵害など地域の生活課題について、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体や行政など地域における幅広い協働・連携の場づくりや仕組みづくりを行い、地域住民に寄り添いながら解決や予防に向けて取り組みます。

(1) 具体的な取り組み

- ア 地域における多様な生活課題に対応する社会資源の把握及び連携の場づくり
- イ 経済的困窮者等への緊急的なサービスの実施

(2) 主な実施事業

- ア 住民支え合い事業
- イ 住民支え合い活動づくり事業（市受託事業）
- ウ ボランティア活動センター・災害ボランティアセンターの運営
- エ 生活困窮者自立相談支援事業（市受託事業）
 - ・生活・就労支援センターの運営
- オ たすけあい子育てフードバンク事業
- カ 福祉総合相談センター事業
- キ 生活支援相談員配置事業（県社協受託事業）
- ク 一時提供住宅入居者等見守り支援事業（市受託事業）
- ケ 避難行動要支援者マップ作成事業（市受託事業）
- コ 緊急連絡カード（兼）救急医療情報キット配備事業
- サ 生活資金貸付事業
- シ 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）
- ス 産前・産後ヘルパー派遣事業（市受託事業）

2 地域のつながりの再構築

民生委員・児童委員及び社会福祉施設との連携のもと日常生活圏域（行政区・自治会、小学校区等）を単位とする小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア活動センターの取り組みと一体となって、ボランティア・NPO団体、地域の各種団体と協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、ひとりも排除されない地域づくりを進めます。

(1) 具体的な取り組み

- ア 住民福祉活動の基盤としての第2層協議体の運営及び第3層協議体の支援
- イ 福祉教育などの取り組みと連動した地域福祉活動を行う人材の養成

(2) 主な実施事業

- ア 住民支え合い事業
- イ 住民支え合い活動づくり事業（市受託事業）
- ウ つどいの場創出支援事業（市受託事業）
- エ ボランティア育成研修会・連絡会
- オ サマーショートボランティアスクール・青少年福祉体験学習事業

3 相談・支援体制の強化とアウトリーチの徹底

日常生活自立支援事業や生活福祉資金貸付事業、ボランティア活動、被災者支援事業、総合相談事業など幅広く地域住民の多様な生活課題を受け止め、行政や関係機関と連携を図りながら解決に努めるとともにアウトリーチを徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりと組織内横断の相談支援体制づくりに取り組みます。

(1) **具体的な取り組み**

- ア 生活困窮者自立相談支援事業や日常生活自立支援事業、被災者支援事業などを通じた深刻な生活課題を抱える方への支援の強化
- イ 組織内横断のケース検討会の実施
- ウ 成年後見（法人後見）事業の実施

(2) **主な実施事業**

- ア 生活困窮者自立相談支援事業（市受託事業）
 - ・生活・就労支援センターの運営
- イ 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）
 - ・あんしんサポート
- ウ 成年後見（法人後見）事業
- エ たすけあい子育てフードバンク事業
- オ 福祉総合相談センター事業
- カ 生活支援相談員配置事業（県社協受託事業）
- キ 一時提供住宅入居者等見守り支援事業（市受託事業）
- ク 生活資金貸付事業
- ケ 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

4 行政とのパートナーシップ

地域における深刻な生活課題への総合相談・生活支援体制の構築、さらには日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護への体制整備などについて行政に協議や働きかけを行います。また、第4次地域福祉活動計画の点検・評価を図り、市の地域福祉計画と一体的な取り組みをすすめ、行政とのパートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組みます。

(1) **具体的な取り組み**

- ア 担当部門を越えた行政との連携強化
- イ 行政と協働した地域福祉推進に向けた計画の点検・評価
- ウ 権利擁護等に関する行政との取り組み強化

令和3年度事業計画

基本理念「住み慣れた地域で共に生き、支え合い、誰もが安心して、健康で自分らしく暮らせるまち いわき」

基本目標1 共に生きる社会の実現

地域で暮らす誰もが、お互いを理解し尊重し合うことのできる社会の実現を目指します。

地域の中で多様な主体が“共に生きる社会”の実現をするために、高齢者、障がい者、子どもなど世代や背景の異なる全ての住民が繋がりを育み、共に支え合う社会を創るための取り組みの推進を図ります。

基本計画1-1 意思の尊重（自己決定の尊重）

自己決定の尊重を、本会における福祉活動の基本とし、当事者本人の意向を確認し、その実現に向け支援します。

基本計画1-2 意欲の尊重

支援に際しては、本人のできること、したいことを見極め、最大限尊重する必要があります。本人の嗜好やペース、ADLなどを把握しながら見守ることも必要です。

自己決定の尊重と同様、意欲の尊重を本会における福祉活動の基本とします。

基本計画1-3 健康づくりの推進

生活習慣や社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての市民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、健やかで心豊かに生活できる地域社会を実現するため、健康増進や食育に関する取り組みをライフステージに合わせた健康づくりの増進に努めます。

- 子育てサロン活動の促進
- 地域子育て支援拠点事業（カンガルーひろば）の実施
- 各種講座の開催（ボランティア・住民支え合い等）

基本計画1-4 障がいや疾病者等への理解促進

(1) 福祉意識の啓発

障がい者や疾病等を抱えた方が安心して暮らすためには、福祉サービスを充実するだけでなく、市民一人ひとりがその人らしく生活できるよう、市民間での共助を促進するため、市民の福祉意識の啓発に努めます。

- 各種講座の開催（ボランティア・住民支え合い等）

基本計画1-5 虐待防止体制の確立

(1) 相談体制の強化による育児・介護負担の軽減

育児や介護は、従事する方にとって大きな負担となってしまうことがあり、また、その負担を一人で抱えてしまう場合があります。

そうした育児や介護の負担を、地域の経験者や同様の悩みを持つ方たちと共有することで、解決又は軽減できるよう、関係機関・団体と連携しながら支援をします。

- 地域子育て支援拠点事業（カンガルーひろば）の実施
- 子育てサロン活動の促進
- 介護講座の開催
- 緊急連絡カード（兼）救急医療情報キット配備事業の推進
- 地域ケア会議への参画
- 介護保険事業等の実施
- 産前・産後ヘルパー派遣事業

基本計画 1-6 セーフティネットの強化

(1) 早期の相談支援開始に向けた取り組みと包括的な支援の実施

生活困窮者や複合的な課題を抱えて社会的にも孤立している方が制度の狭間に陥ることのないよう、相談機関に繋がることにより、包括的な支援を受けることで自立した生活を確保できるよう、地域の支援体制の強化に努めます。

- 福祉総合相談センターの充実・強化
- 生活困窮者自立相談支援事業（生活・就労支援センター）の実施
- 各種貸付事業（生活資金・生活福祉資金）の実施
- たすけあい子育てフードバンク事業の実施

基本計画 1-7 地域共生社会の実現のための体制整備

(1) 相互に支え合う地域づくり

地域における多様なニーズに対応するために、地域を基盤とする包括的支援機能を強化するとともに、地域の中で暮らす誰もが孤立することなく、互いに支え合える地域づくりに努めます。

- 住民支え合い活動づくり事業の実施
- 住民支え合い事業の実施
- つどいの場創出支援事業の推進
- 地区協議会福祉推進会の充実

基本目標 2 避難行動要支援者支援体制の確立

東日本大震災及び令和元年東日本台風の経験を踏まえ、災害時に支援が必要な方々の把握、情報の共有、支援内容等、災害時に有効な支援体制を確立します。

基本計画 2-1 緊急時・災害時における対策

(1) 避難行動要支援者の把握

災害時に支援が必要と判断される要援護者の情報を地域内において共有化するため、地区保健福祉センターや地域包括支援センター等の関係機関や民生委員・児童委員等と連携を図り、避難行動要支援者の把握に努めます。

- 避難行動要支援者マップ作成事業の実施
- ひとり暮らし高齢者友愛訪問事業の実施
- 緊急連絡カード（兼）救急医療情報キット配備事業の推進
- 福祉情報誌配布と見守り訪問事業の実施
- 民生児童委員協議会及び行政嘱託員連合協議会との連携

(2) 災害時における要援護者への対応（災害ボランティアセンターの運営）

災害時に支援が必要な方に対し、関係機関・団体と情報共有するとともに、住民意識の醸成を促進するなど、迅速な対応ができるような仕組みを整備します。

- 災害ボランティアセンターの運営
- 市内外の NPO 団体等との連携・協働
- 各種講座の開催（ボランティア・住民支え合い等）
- 災害見舞金支給事業
- 住民支え合い活動づくり事業の実施
- 住民支え合い事業の実施
- 避難行動要支援者マップ作成事業の実施
- 避難行動要支援者登録の加入促進

(3) 自主防災組織の結成や防災訓練の実施など災害時の体制の整備

災害時に冷静かつ迅速な対応ができるような住民主体の体制を整備します。

- 住民支え合い活動づくり事業の実施
- 住民支え合い事業の実施
- 各種講座の開催（ボランティア、住民支え合い等）
- 避難行動要支援者マップ作成事業の実施
- 市防災訓練への参画

(4) 福祉避難所の支援

災害発生時等に一般の指定避難所での生活が困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者を受け入れるため、指定された福祉避難所に対して、市との福祉避難所への人材派遣に関する協定に基づき、介護職員や看護師、専門ボランティアの派遣をするなど、その運営を支援します。

- 災害ボランティアセンターの運営

基本目標 3 地域福祉を推進するためのしくみづくり

高齢者、障がい者、子ども等日常生活に何らかの支援を必要とする方々を支援する体制の確立を図ります。

地域住民同士のつながりがあってこそ、課題の発見、早期対応が可能になります。向こう三軒両隣といった「ご近所づきあい」や地域行事への参加、地区協議会活動の促進、地域の核として活動されている方等を通じて、地域福祉の基盤づくりを進めていく必要があります。

基本計画 3-1 地域住民、事業者及び市との連携・協働

(1) 多様な主体同士の連携・協働による「まちづくり」

地域で活動している人や団体の活動内容を、地域の人々が必ずしも知っているとは限らないことから、横のつながりを重視し重層的なネットワークの構築に努めます。

- 住民支え合い活動づくり事業の実施
- 住民支え合い事業の実施
- つどいの場創出支援事業の推進
- ボランティア活動センター機能の充実
- 避難行動要支援者マップ作成事業の実施
- 地域ケア会議への参画
- いわき市ボランティア連絡協議会の活動の支援
- いわき市老人クラブ連合会の活動支援

基本計画 3-2 サービスの情報提供・相談窓口の確立

(1) 必要な情報の提供と各種相談窓口の充実

必要な情報が入手でき、市民にとって分かりやすく、利用しやすい窓口の設置に努めるとともに、わかりやすいサービスの情報発信に努めます。

- 福祉総合相談センターの充実・強化
- 生活困窮者自立相談支援事業（生活・就労支援センター）の実施
- 各種貸付事業（生活資金・生活福祉資金）の実施
- たすけあい子育てフードバンク事業の実施
- 法外援護事業
- 広報紙の発行
- ホームページ及びフェイスブック等によるタイムリーな情報発信の充実
- 福祉情報誌配布と見守り訪問事業の実施
- 子育てサロン活動の促進
- 地域子育て支援拠点事業（カンガルーひろば）の実施
- いわき市屋内遊び場（いわきっずもりもり）の実施
- 被災者（東日本大震災及び令和元年東日本台風災害）の生活支援

基本計画 3-3 サービス提供者の育成・支援

(1) 生活していく中で必要なサービスの把握・対応の検討

日常生活の中で公的なサービス以外に、どのようなニーズが高いのかを把握するとともに、そのニーズを市民と共有し、対応について市民一人ひとりが考えていくよう努めます。

- 民生児童委員協議会・行政嘱託員連合協議会との連携及び連絡会の開催
- 住民支え合い活動づくり事業の実施
- 住民支え合い事業の実施
- 地区協議会福祉推進会の充実
- 避難行動要支援者マップ作成事業の実施
- 被災者（東日本大震災及び令和元年東日本台風災害）の生活支援

(2) 事業者、ボランティアの円滑な業務遂行と資質向上

サービスの提供にあたっては、お互いの信頼関係を構築することが大切であることから、「提供者」側のサービス内容の適切な説明とともに、「利用者」側はサービスの範囲を理解することで、両者の信頼関係を築くよう努めます。また、苦情・要望については、事業者のレベルアップにもつながると考えられることから、真摯に受け止め可能な限り対応していきます。

- 住民参加型地域福祉活動の支援
- ボランティア活動センター機能の充実

基本計画 3-4 サービス利用に係る意識改革

(1) サービス利用者の「サービス利用への抵抗」意識の解消

制度化されている公的なサービスの利用促進を図り、支援が必要な方に対し、適切な時期に適切なサービスを提供できるよう支援します。

- 福祉総合相談センターの充実・強化
- 生活困窮者自立相談支援事業（生活・就労支援センター）の実施
- 各種貸付事業（生活資金・生活福祉資金）の実施
- たすけあい子育てフードバンク事業の実施
- 住民支え合い活動づくり事業の実施
- つどいの場創出支援事業の推進
- 子育てサロン活動の促進
- 地域子育て支援拠点事業（カンガルーひろば）の実施
- いわき市屋内遊び場（いわきっずもりもり）の実施
- 緊急連絡カード（兼）救急医療情報キット配備事業の推進
- 介護保険事業の実施
- 産前・産後ヘルパー派遣事業
- 被災者（東日本大震災及び令和元年東日本台風災害）の生活支援

基本計画 3-5 利用者主体のサービスの実現

(1) 地域における活動の促進

日常生活の場面で支援が必要な方の把握に努め、地域で活動している団体同士の交流を通して情報を共有し、活動を促進させるための支援をします。

- 住民支え合い活動づくり事業の推進
- 住民支え合い事業の実施
- 避難行動要支援者マップ作成事業の実施
- ボランティア活動センター機能の充実
 - ・ ボランティア基金運営によるボランティア活動助成事業
 - ・ 民間資金等の活用によるボランティア団体の活動支援
 - ・ いわき市ボランティア連絡協議会活動の支援
- いわき市老人クラブ連合会の活動支援
- 被災者（東日本大震災及び令和元年東日本台風災害）の生活支援
- 福祉活動支援バス借上げ助成事業の実施

(2) 成年後見制度、日常生活自立支援事業の促進

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者といった判断能力が不十分な方など、自力ではその支援を利用することができない住民の方に対し、制度・事業に関する周知・啓発、関係機関の体制連携強化、新たなしくみづくりなどに取り組みます。

- 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の実施
- 行政や地域包括支援センター等の関係機関・団体との連携や情報共有の促進
- 成年後見（法人後見）事業の実施

(3) 苦情解決方法の整備

サービスは、利用者と提供者（事業者）双方の信頼関係のもと行われることが大切であることから、利用者が苦情を自由に申し出ることができる環境を整備するとともに、事業者は苦情に真摯に対応するように促進していきます。

- 福祉総合相談センターの充実・強化
- 苦情解決第三者委員会の充実

(4) 生活困窮者（世帯）自立支援（総合相談）の推進

地域住民の多様な生活課題を受け止め、支援につなげる機能を有する社協の役割を十分に発揮して、それらの生活課題を一元的に支援・解決するために、生活支援関係（生活困窮者自立相談支援事業、各種貸付事業、たすけあい子育てフードバンク事業、日常生活自立支援事業等）の各事業を集約するなどして、総合相談体制の強化に努めるとともに、行政や地域包括支援センター等の関係機関・団体と連携しながら生活困窮者（世帯）の自立支援に努めます。

- 福祉総合相談センターの充実・強化
- 生活困窮者自立相談支援事業（生活・就労支援センター）の実施

基本計画 3-6 保健・医療・福祉など関連分野の連携

(1) 関連分野における総合的なサービス

関係機関・団体が、それぞれの持つ情報を共有し、連携を強化することで、多種多様なニーズに応えることができる総合的なサービスの提供に努めます。

- 住民支え合い活動づくり事業の実施
- 他機関・団体との連携による相談事業の推進
- 地域ケア会議への参画
- 保健・医療・福祉関係の各種会議等への参画
- 福祉団体等の活動支援
- 介護保険事業等の実施
- 福祉活動支援バス借上げ助成事業の実施
- いわき市総合社会福祉大会の開催
- 各種大会への参加

基本計画 3-7 地域住民の相互理解と協力の実現

(1) 地域コミュニティの再構築

日常生活の中での交流（近所付き合い）やサロン活動等の事業を通じた見守りや生活支援などの住民支え合い活動を促進するよう努めます。

- 住民支え合い活動づくり事業の実施
- 住民支え合い事業の実施
- 避難行動要支援者マップ作成事業の実施
- 子育てサロン活動の促進
- 地域子育て支援拠点事業（カンガルーひろば）の実施
- いわき市屋内遊び場（いわきっずもりもり）の実施
- つどいの場創出支援事業の推進
- 緊急連絡カード（兼）救急医療情報キット配備事業の推進
- 共同募金運動の推進
- 被災者支援事業の推進
- つどいの場創出支援事業おせち料理支援事業の実施
- 子育てサロン歳末支援事業の推進
- 生活困窮世帯見舞金配分事業の推進
- 住居環境整備・補修等サービス事業の実施
- 介護用防水シート給付事業の推進
- ひとり暮らし高齢者友愛訪問事業の実施
- 小規模障がい者施設支援事業の実施
- 百歳賀寿の実施
- 児童養護施設支援事業

基本計画 3-8 社会福祉法人等による地域貢献の促進

(1) 社会福祉法人・福祉施設の地域における公益的な取組みへの支援

社会福祉法人・福祉施設は、「地域における公益的な取組み」及び地域公益事業の実施により、これまで以上に地域の福祉課題・生活課題に対応した取組みを展開していくことになることから、積極的に社会福祉法人等と連携・協働して地域課題の解決に努めます。

- 住民支え合い活動づくり事業
- 住民支え合い事業

基本目標 4 地域福祉を担う人づくり、組織づくり

地域福祉を推進するためには、地域づくりをリードしていく人材や様々な地域福祉活動に協力する人材等を確保することが重要です。さらに地域の課題については、ひとり一人が地域の一員としての自覚のもと、地域全体で関わり、その解決の方向性について考えていく必要があります。

そのためにもボランティア活動や学習の機会の提供と活動する地域住民への支援、連絡調整、活動基盤の整備等、ボランティア活動センターの機能の充実・強化に努めてまいります。

基本計画 4-1 福祉意識の啓発及び広報活動の推進

(1) 住民意識啓発の推進

地域で暮らす誰もが地域の一員として平等であり、それぞれが互いに尊重し合う社会であることが重要です。性別・年齢・国籍等にかかわらず、互いに認め合う人権を尊重した社会になるよう住民意識の醸成を図り、地域福祉活動に誰もが取り組めるようなくみづくりに努めます。

- 住民参加型地域福祉活動の支援
- ボランティア活動センター機能の充実
 - ・ ボランティア基金運営によるボランティア活動助成事業
 - ・ 企業、労働組合等の社会貢献活動の支援
 - ・ いわき市ボランティア連絡協議会の活動の支援
- いわき市老人クラブ連合会の活動支援
- 広報紙の発行
- ホームページ及びフェイスブックの充実
- 各種講座・講演会の開催
- いわき市総合社会福祉大会の開催

(2) 地域住民による地域の課題への「気づき」

日ごろ、地域福祉活動に携わっている方たちが一堂に会し、それぞれが把握している地域課題について共通理解を図ります。また、抽出された地域課題について住民に周知を図り、主体的な取り組みを推進します。

- 民生児童委員協議会・行政嘱託員連合協議会との連携及び連絡会の開催
- 住民支え合い活動づくり事業の実施
- 住民支え合い事業の推進
- 避難行動要援護者マップ作成事業の実施
- 地域ケア会議への参画
- 広報紙の発行
- ホームページ及びフェイスブックの充実

基本計画 4-2 福祉教育の推進

(1) 学校教育における「地域福祉」教育の推進

福祉の意識を育むため、児童・生徒を対象に福祉活動を見学したり、体験できるよう、地域、学校へ積極的に働きかけます。

- 児童生徒向け体験プログラムの実施
- ボランティアスクールの実施
- 高齢者擬似体験セットの貸し出し

(2) 生涯学習における「地域福祉」の推進

広く住民を対象に福祉教育を行うため、地域における課題への「気づき」のきっかけとなる各種講座の充実に努めるほか、知識や経験を具体的な行動に移す環境づくりを推進します。

- 各種講座の開催（ボランティア・介護技術等）
- 世代間交流事業の実施

基本計画 4-3 必要な知識及び技術の習得・向上

(1) 必要な知識・技術がステップアップできる環境整備

講座受講により得た知識等を利用して実際の活動に活かしたり、他の人へその知識を伝えたりすることを促進していくため、段階に応じた多種多様な講座を開催します。

- 各種講座の開催（ボランティア・介護技術等）

基本計画 4-4 地域特性を活かした人材の育成・活用

(1) 地域課題解決のための人材養成

地域福祉活動を活発にしていくため、その地域の実情に応じたリーダーやリーダーをサポートするサブリーダー（協力者）といった人材の確保が重要なため、研修会等を通じて、これらの人材の発掘と育成を図るとともに、それらを支援する取組みを進めます。

- 各種講座の開催（ボランティア・介護技術等）
- 福祉人材センター協力指定事業の実施
- 福祉職場での実習生の受け入れ及び連絡調整
- 各種福祉講座等へ職員を講師として派遣
- 各種福祉講座等の講師の連絡調整

基本計画 4-5 ボランティア・NPO活動の育成及び支援

(1) 情報提供による参加意識の啓発

住民が、社会貢献と自己実現を目的に、ボランティア活動を身近に感じ、気軽に、また、安心して活動に参加できる環境を整備します。

- ボランティア活動センター機能の充実
 - ・ ボランティア保険の加入促進
 - ・ ボランティア基金の運営によるボランティア活動助成事業
 - ・ 民間資金等の活用によるボランティア団体の活動支援
 - ・ ボランティアルームの貸し出し
 - ・ いわき市ボランティア連絡協議会活動の支援
- 福祉活動支援バス借上げ助成事業の実施
- 各種講座の開催（ボランティア・介護技術等）
- 市内外のNPO団体との連携・協働

基本目標 5 地域福祉を推進するための環境づくり

誰もが住み慣れた地域で、安全に安心して暮らすことができる「生活の場」として、災害に備えた自主防災組織の組織化や、地域の様々な人々が交流し、ふれあいの中から連帯感を醸成していく場づくり、また、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりなど、生活者起点の環境整備を行っていく必要があります。

基本計画 5-1 交流・連帯の場づくり

(1) 地域における交流・連帯の場づくり

地域での活動を進めていく上で、その拠点となり住民が気軽に立ち寄れる場の整備や機能の充実に努めます。

- 住民支え合い事業の実施
- つどいの場創出支援事業の推進
- 子育てサロン活動の促進
- 被災者を対象としたサロンの開催及び生活支援
- 地域子育て支援拠点事業（カンガルーひろば）の実施
- いわき市屋内遊び場（いわきっずもりもり）の実施

基本計画 5-2 ユニバーサルデザインの推進

(1) 生活環境のユニバーサルデザイン

ノーマライゼーションの理念を基本とするユニバーサルデザインの考えの基に、誰もが、安全に安心して生活できるよう支援します。

- 車椅子貸出事業の実施
- 車椅子同乗移送車用自動車貸出事業の実施
- 高齢者擬似体験セットの貸し出し

(2) 「心」のユニバーサルデザイン

ノーマライゼーションの理念を基本とするユニバーサルデザインの考えを一層普及啓発し、「心」のユニバーサルデザインの推進を図ります。

- 児童生徒向け体験プログラムの実施
- ボランティアスクールの実施
- 高齢者擬似体験セットの貸し出し
- 各種講座の開催（ボランティア・介護技術等）
- 住民支え合い事業の実施

基本目標 6 権利を守る社会の実現

地域で暮らす誰もが、お互いに人権を尊重し、ともに認め合うことのできる地域社会の実現を目指します。

また、認知症や障がいなどにより判断能力が低下した方の意思を尊重し、適切な権利行使の実現を推進します。

基本計画 6 - 1 権利意識の醸成

(1) 権利意識の醸成

年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、すべての生きにくさを感じている方々が自らの権利を理解し声をあげることができるよう、権利意識の醸成に努めます。

また、地域で暮らす誰もが互いを助け合い、認め合うことができるよう、個人の尊厳や人権の理解の普及・啓発に努めます。

基本計画 6 - 2 判断能力が低下した方への意思決定支援

(1) 意思決定への支援

高齢者や障がい者など自ら意思を決定することに困難を抱える方々が、日常生活のあらゆる場面において、本人の意思が尊重されるよう、関係機関・団体の支援者と連携を図りながら本人の意思決定支援に努めます。

- 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の実施
- 成年後見（法人後見）事業の実施

社会福祉協議会の組織運営

地域福祉を推進する中核的な団体として「住み慣れた地域で安全で安心して暮らし続けることができる地域社会」を推進することを使命として、地域福祉への住民参加による活動を推進します。

(1) 組織体制

公共性の高い社会福祉法人として、透明で公平な事業に係る意思決定や事業運営を行います。

- 理事会・評議員会の開催
- 監査の実施
- 各種専門委員会の開催
- 地区幹事会・福祉推進会の開催
- 福祉推進委員等役員研修の実施

(2) 財源および財務運営

会費・寄付金・共同募金配分金・基金財源などの「民間財源」、補助金・委託費などの「公費財源」、介護報酬・社会福祉センター経営などの「事業収入財源」を財源として運営するとともに、効率的事業推進により安定的な財務運営に努めていきます。

- 会員会費の推進
- 共同募金運動の推進
- 歳末たすけあい運動の推進
- ボランティア基金の運営
- 補助・受託事業の実施
- 介護保険事業の実施
- いわき市社会福祉センターの管理・運営

(3) 職員体制および職員研修

事業を推進するうえで適切な職員体制をとるとともに、事務事業の実践能力や専門性の向上が、市民サービスの向上と組織の活性化に直結することから、職務を通じた研修やテーマごとの研修を実施します。また、全国社会福祉協議会や福島県社会福祉協議会等の様々な団体が実施する研修会や講習会へ職員を派遣するなど、計画性と継続性をもって職員の資質向上を図っていきます。

- 計画的な職員の採用
- 職員の資格取得の奨励
- 職場内研修の実施
- 職場外研修の実施